

## 離職退去者に対する市営住宅等の一時目的外使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、解雇・雇止めにより住宅の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、離職退去者に市営住宅及び市が管理する市営住宅等を目的外使用させるため、必要な事項を定める。

### (提供住戸の選定)

第2条 市長は、市営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲で、一時使用のために提供可能な住戸を選定する。

### (市営住宅等使用者資格)

第3条 市営住宅等を目的外使用することができる離職退去者は、次の各号に掲げる条件を備える者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴い、離職した者もしくは離職が確定した者で現に居住していた住居からの退去を余儀なくされる者、又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること
- (2) 本人の居住の用として、市営住宅等の使用を希望する者であること
- (3) 現在住所が西宮市にある者、又は直近の勤務先が西宮市にある者であること

### (使用申請)

第4条 市営住宅等の目的外使用を希望する離職退去者は、市営住宅等使用許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票又は居所を証明するもの
- (2) 所得又は課税証明書
- (3) 市営住宅等入居者台帳（様式第2号）
- (4) 市営住宅引継誓約書（様式第3号）
- (5) 誓約書（様式第4号・暴力団員でないこと）
- (6) 誓約書（様式第5号・期間満了時退去）
- (7) 同意書（様式第6号・管理人への通知）
- (8) 離職・住居喪失証明書（様式第7号）
- (9) 第5条第3項の使用料の減免を希望するものにあつては、一般減免申請書（様式第8号）

### (使用許可及びその条件)

第5条 市長は、前条の規定により使用申請した者を市営住宅等の目的外使用者として決定したときは、市営住宅等使用許可書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 使用期間は、6ヶ月以内とする。ただし、特に退去できない事情があり、市長が必要と認める場合には、使用期間が1年を超えない範囲で延長することができる。
- 3 使用料は、公営住宅法に準じて決定する額とし、あわせて行政財産使用料条例第6条第3号に基づき、西宮市営住宅家賃減免取扱要綱に定める減免を行うことができるものとする。

- 4 敷金は、無料とする。
- 5 連帯保証人は不要とする。ただし、緊急時の連絡先を市長に提出するものとする。

(継続使用の申請)

- 第6条 前条第2項の使用期間の延長を希望する者は、許可期間満了の14日前までに市営住宅等使用許可期間延長申請書(様式第10号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用許可期間の延長申請を決定したときは、市営住宅等使用許可期間延長許可書(様式第11号)により通知するものとする。

(管理運営委員会・自治会への参加)

- 第7条 使用許可を受けた離職退去者は、使用許可を受けた住戸の属する住宅の入居者として管理運営委員会、自治会等に参加するものとする。

(明渡しの届け出)

- 第8条 使用許可を受けた離職退去者が住宅を明け渡すときは、西宮市営・特賃・公社住宅返還届書(様式第12号)を市長に提出し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めがない事項については、西宮市営住宅条例を準用するものとし、詳細については住宅部長が決定する。

付 則

この要綱は、令和2年4月16日から適用する。